

成年後見人等の仕事

財産の管理に関すること

たとえば、

- 預貯金の通帳、その他の財産の保管
- 預貯金・有価証券などの管理
- 預貯金口座の開設、預け入れ、払い戻し、解約
- 公共料金、介護保険料、健康保険料、生活や療養などのために必要な支払い
- 税金の申告
- 不動産の管理、処分（賃貸借契約）
- 貸地・貸家の管理（賃料収入管理）
- 遺産分割、遺産・贈与の受領
- 異議申立て・訴訟



生活や健康管理に関すること

たとえば、

- 日常生活の見守り
- 入退院の手続き、医療費の支払い
- 施設入退所契約
- 福祉サービスの契約、処遇の見守り



成年後見人等の業務ではないこと

- 介護や家事援助などの労働
- 入院・入所時の身元引受、保証
- 手術など医療に関する同意
- 養子縁組、認知、結婚、離婚などの身分行為
- 遺言、臓器提供、延命治療など、本人自身の意思に基づくことが必要な行為
- 葬祭、埋葬、火葬（成年後見人のみ裁判所の許可があれば可能）、相続手続き

家庭裁判所では、申立人や申立ての際に挙げた候補者にとらわれず、必要とする支援の内容や事情を考慮し、適任と思われる方を成年後見人等に選任します。

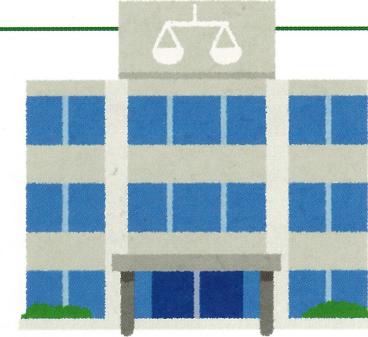
また、家庭裁判所から選任された成年後見人等は、本人の意思を尊重し、その心身の状況や生活状況等に配慮しながら、職務を行うとともに、その責任を負います。

家庭裁判所への報告

- 財産管理及び身上監護の状況を、定期的に報告をする。

※家庭裁判所の許可が必要な事項

- 居住する不動産の売却、抵当権の設定
- 居住する家屋の賃貸借契約の解除など



その他に、生活環境が大きく変わる場合（入院や転居等）、高額な財産分与、高額な物品の購入、遺産分割協議などがある場合には、事前に家庭裁判所に連絡し、指示を受けることになります。

成年後見人等としての注意！

成年後見人等は、本人の財産を適切に維持し、管理する義務を負っています。そのため、本人と成年後見人等が親族関係にあっても、「他人の財産を管理している」という意識を持ち、職務に取り組むことが必要です。

成年後見人等が本人の財産を投機的に運用することや自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付けをすることなどは原則として認められていません。

成年後見人等が、家庭裁判所の許可なく本人の財産から報酬を受け取ることはできません（※）。また、本人の財産を不適切に管理した場合は、成年後見人等を解任され、更には、損害賠償請求を受けるなど民事責任に問われることや業務上横領等の罪で刑事責任を問われることもあります。

※報酬を得たいときには、家庭裁判所に「報酬付与」の申立てをする必要があります、家庭裁判所が付与する旨の審判があるまでは、勝手に本人の財産から差し引くことはできません。